

富山県地域密着型介護基盤整備事業費補助金（在宅・施設サービスの整備の加速化分） 交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号。以下「法」という。)その他の法令並びに法第6条に規定する基金の財源に充てるための交付金の交付について国が定める要綱及び地域医療介護総合確保基金管理運営要領(以下「要領」という。)並びに富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、富山県地域密着型介護基盤整備事業費補助金（在宅・施設サービスの整備の加速化分）（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「地域密着型介護基盤整備事業（以下「整備事業」という。）」とは、要領の別記1-2の介護施設等の整備に関する事業に基づき実施する地域密着型サービス等整備等助成事業、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業、定期借地権設定のための一時金の支援事業及び民有地マッチング事業をいう。

2 この要綱において「地域密着型サービス等整備等助成事業」とは、次に掲げる事業を総称していう。

（1）地域密着型サービス等整備助成事業

ア 対象事業

別表第1に掲げる施設等（サテライト型居住施設・事業所を含む。）を整備する事業を対象とする。

また、土地所有者（オーナー）が施設等運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する事業も対象とする。この場合、施設等運営法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が以下に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

（ア）貸与を受けている不動産について、施設等を経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

（イ）賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

（ウ）賃借料及びその財源が收支予算書に適正に計上されており、施設等運営法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払可能であると認められること。

なお、別表第1に掲げる施設等を合築・併設して整備を行う場合に補助単価の加算を行うとともに、空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等を整備する事業を対象とする。

また、障害者や子ども等と交流することにより高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するものである場合については、障害者や子ども等が併せて利用する場合であっても対象とする。

イ 整備区分

「整備」とは、次の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設 (開設)	新たに施設等を整備すること。（空き家等の既存建物や地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地等）

	を改修（本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、屋内改修（壁撤去等）で工事を伴うもの）して、施設等を整備する事業を含む。)
増築 (増床)	既存の施設等の現在定員の増員を図るための整備すること。
改築 (再開設)	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備すること。（一部改築を含む。）なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。 ※1 取り壊し費用も対象とすることができます。 ※2 既存施設等を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設等を取り壊すかどうかは問わない。
増改築	既存の施設等を取り壊して、新たに施設等を整備することにあわせて現在定員の増員を図るための整備すること。（一部増加築を含む。） ※1、※2について同上。

(2) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

介護の受け皿整備量拡大と老朽化した定員30人以上の広域型施設の修繕を同時に進めるため、介護施設等（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。以下同じ。）。いずれも、定員規模及び助成を受けているかは問わない。）を1施設創設することを条件に、アに掲げる広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を対象とする。

なお、創設する介護施設等と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されない。

また、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の整備主体は同一法人であることとし、介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の両方に係る1年から4年程度の範囲内を期間とする整備計画を定めることとする。介護施設等の創設と広域型施設の大規模修繕又は耐震化の実施順序は問わないが、いずれも令和5年度中までに着工することとする。

ア 大規模修繕・耐震化の対象施設

- (ア) 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム
- (イ) 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- (ウ) 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- (エ) 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- (オ) 広域型（定員30人以上）の軽費老人ホーム

イ 整備区分

- (ア) 「大規模修繕」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。（表中の「一定年数」とは、おおむね10年とする。）

整備区分	整備内容
施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改

	修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
避難経路等の整備	居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
消融雪設備整備	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備
土砂災害等に備えた施設の一部改修等	都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等
施設の改修整備	施設事業を行う場合に必要な、既存建物（賃貸物件を含む。）のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事
その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(イ) 「耐震化」とは、本体の躯体工事に及ぶかどうかは問わず、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
耐震化	地震防災対策上倒壊等の危険性のある施設等の耐震補強のために必要な補強改修工事

(3) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備事業
災害レッドゾーン（都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条第1項第8号において規定される開発行為を行うのに適当でない区域内の土地。以下同じ）に所在する老朽

化等した広域型介護施設等の移転改築を行う事業を対象とする。

(対象施設)

- ア 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- イ 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
- ウ 広域型（定員30人以上）の介護医療院
- エ 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
- オ 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、移転に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

- (4) 災害イエローブーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築整備事業
災害イエローブーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

ア 災害イエローブーン

災害イエローブーンとは、次のいずれかに該当する区域とする。

(ア) 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域

(イ) 浸水想定区域等

浸水想定区域等に該当する区域は、次の区域とする。

- a 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の洪水浸水想定区域、同法第14条の2第1項又は第2項の雨水出水浸水想定区域、同法第14条の3第1項の高潮浸水想定区域
- b 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第10条第3項第2号の津波浸水想定に定める浸水の区域、同法第53条第1項の津波災害警戒区域
- c 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）による改正前の特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第32条第1項の都市洪水想定区域、同法第32条第2項の都市浸水想定区域

イ 対象施設

- (ア) 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室
- (イ) 広域型（定員30人以上）の介護老人保健施設
 - (ウ) 広域型（定員30人以上）の介護医療院
 - (エ) 広域型（定員30人以上）の養護老人ホーム
 - (オ) 広域型（定員30人以上）のケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。なお、改築に伴い、軽費老人ホームA型・B型・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けないもの）から施設類型をケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）に変更する場合も対象とする。）

ウ 対象事業

災害イエローブーンに所在する次のいずれかに該当する広域型介護施設等の改築を行う事業を対象とする。

- (ア) 対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地に土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等の指定がなく、本事業への申請時点において、対象施設の当該事業用地が、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域等で浸水した場合に想定される水深（以下、「浸水

深」という。なお、津波災害警戒区域の場合は、津波防災地域づくりに関する法律第53条第2項に規定される基準水位をいう。)が1メートル以上に指定されている場合

- (イ) 浸水想定区域等に所在する対象施設の建物新築工事契約時、建物購入契約時等から事業開始までのいずれかの時点において、対象施設の当該事業用地の浸水深が1メートル未満であって、本事業への申請時点において、浸水深が1メートル以上となっている場合

エ 整備内容

原則、災害イエローゾーンから災害イエローゾーン外への移転改築事業を対象とする。ただし、次の全てに該当する場合には、災害イエローゾーンにおける現地改築(対象施設の当該事業用地での改築をいう。一部改築を含む。以下同じ。)事業についても対象とすることができます。

- (ア) 災害イエローゾーン外での新たな事業用地の取得が困難であること、又は、移転により、対象施設に勤務する職員の確保が困難となるおそれが高いこと。

- (イ) 対象施設の移転により、当該施設が所在する区域において都道府県の介護保険事業支援計画で見込まれている必要な介護サービス量の確保が困難になり、かつ、将来にわたり充足される見込みがないこと。

- (ウ) 対象施設又は対象施設が立地する事業用地において、災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること。

- (エ) 現地改築に合わせ、当該施設が所在する災害イエローゾーンの災害想定により想定される被災リスクに対して、非常災害対策計画、避難確保計画等の改定が行われる計画となっていること。

- (オ) 当該施設について、過去に本事業を活用した現地改築を実施していないこと。

- 3 この要綱において「介護施設等の施設開設準備経費等支援事業」とは、別表第2に掲げる施設等の開設時(改築による再開設時を含む。)や既存施設の増床の際に必要な初度経費(設備整備、職員訓練期間中の雇上げ(最大6ヶ月間)、職員募集経費、開設のための普及啓発経費、その他事業の立ち上げに必要な経費)を支援する事業をいう。

- 4 この要綱において「定期借地権設定のための一時金の支援事業」とは、別表第3に掲げる施設の整備における用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金(賃料の前払いとして授受されたものに限る。)を支援する事業をいう。

また、地域の実情に合わせて、普通借地権設定についても対象とする。

なお、本体施設(特別養護老人ホーム等)を整備する際に、合築・併設施設(定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所等)を整備する場合においては、当該敷地についても補助対象とする。

- 5 この要綱において「民有地マッチング事業」とは、土地等所有者と介護施設等を運営する法人(以下「介護施設等整備法人等」という。)のマッチングを行うための経費を補助する事業であって、別表第5及び次に掲げる事業を総称している。

(1) 土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援事業

土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地等を募集し、当該候補地等での介護施設等整備を希望する法人の公募・選考等を行う事業を対象とする。

(2) 整備候補地等の確保支援事業

介護施設等の設置が可能な土地等の確保のため、地域の不動産事業者・金融機関・関係団体等との連携などにより、土地等の所有者を把握し、介護施設等の用に供する土地

等としての活用に向けた働きかけを行うことにより、整備候補地等の確保に向けた取組を行う事業を対象とする。

(3) 地域連携コーディネーターの配置支援事業

介護施設等の設置や増設に向けた地域住民との調整、介護施設等設置後における施設利用希望者の介護施設等への接続支援、地域活動への参加、利用者等への相談援助の実施など、介護施設等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は介護施設等に配置する事業を対象とする。

(補助金の交付)

第3条 知事は、法第4条第1項の規定により作成した計画に係る整備事業の実施に要する経費に対し、富山県地域医療介護総合確保基金を財源として、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(実施主体及び申請主体)

第4条 整備事業（民有地マッチング事業を除く。）の実施主体は、市町村又は法人であつて知事が適當と認めるものとする。

また、申請主体は次のとおりとする。

(1) 中核市以外の広域型施設の整備事業

当該施設を運営する市町村又は法人

(2) (1)以外の場合

当該施設が立地する市町村

2 民有地マッチング事業の実施主体及び申請主体は、市町村とする。

(補助金の対象施設等)

第5条 補助金の交付の対象施設、対象経費、補助金額等は、別表第1から別表第4までのとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の左欄の事業における右欄に掲げる経費については、交付の対象としない。

事業	経費
地域密着型サービス等整備等助成事業	<p>ア 既に実施している事業に係る経費 イ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費 ウ 土地の買収又は整地等個人の資産の形成に要する経費 エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する経費 オ その他施設整備等に関する事業として適當と認められない経費</p>
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	<p>ア 平成26年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業に係る経費 イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与 ウ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費</p>
定期借地権設定のための一時金の支援事業	<p>ア 保証金として授受される一時金 イ 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金</p>

	<p>ウ 定期借地権契約の当事者が利益相反関係とみなされる場合における一時金</p> <p>エ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費</p>
民有地マッチング事業	<p>ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）に定める地方公務員の給与</p> <p>イ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費</p>

(交付の申請)

第6条 市町村又は事業者は、地域密着型サービス等整備等助成事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 市町村又は事業者は、介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第2号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 3 市町村又は事業者は、定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 4 市町村は、民有地マッチング事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第4号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、当該補助金交付申請書の内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに交付の決定をし、当該補助金交付申請書を提出した者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 整備事業を実施する事業者に対してこの補助金を財源の一部として助成する市町村に対し、規則第5条の規定により知事が補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 整備事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、補助金変更交付申請書（様式第9号、様式第10号又は様式第11号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 整備事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 整備事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、歳入歳出について証拠書類を整理し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (5) 市町村は、この補助金を財源の一部として助成する場合には、次の条件を付さなければならない。
 - ア 事業者が整備事業を実施するために必要な調達を行う場合は、市町村の助成を受け行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
 - イ 整備事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市町村長の承認を受け

なければならない。

- ウ 整備事業を中止し、又は廃止（一部の中止、又は廃止を含む。）する場合には、市町村長の承認を受けなければならない。
 - エ 整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市町村長に報告してその指示を受けなければならない。
 - オ 整備事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - カ 整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに整備事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市町村長の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
 - キ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市町村に納付させことがある。
 - ク 整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、整備事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - ケ 整備事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
 - コ 整備事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市町村長に報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村に返還しなければならない。
 - サ 事業者がアからコまでの規定に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市町村に納付させことがある。
- (6) 前号の規定により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。
- (7) 事業者から財産処分又は第5号の規定による収入の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させことがある。
- 2 整備事業を実施する市町村又は事業者に対し、規則第5条の規定により知事が補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 整備事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の補助を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
 - (2) 整備事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、補助金変更交付申請書（様式第9号、様式第10号、様式第11号又は様式第12号）に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (3) 整備事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 整備事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) 整備事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を備え、当該収入及び支出

- について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 整備事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上（事業者が地方公共団体の場合は50万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させことがある。
- (8) 整備事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 整備事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (10) 整備事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告しなければならない。また、この助成金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (11) 市町村又は事業者が前各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に返還させことがある。

(軽微な変更)

第9条 前条第1項第1号及び第5号並びに第2項第2号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 事業の内容を著しく変更すること。
- (2) 対象経費の20パーセント以上の変更をすること。
- (3) 入札減などやむを得ない事由以外の事由により補助金額を20パーセント以上変更すること。

(状況報告)

第10条 地域密着型サービス等整備等助成事業の補助金の交付を受けた事業者（市町村が助成する事業者を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

- (1) 入札参加業者を決定しようとするとき 入札参加予定業者報告書（様式第13号）及び関係書類
- (2) 入札により工事請負業者が決定したとき 入札結果報告書（様式第14号）及び関係書類
- (3) 工事請負者と契約したとき 契約締結報告書（様式第15号）及び関係書類
- (4) 工事に着手したとき 工事着手報告書（様式第16号）及び関係書類
- (5) 工事の請負業者が工事の一部について下請負により施行しようとするとき 下請状況報告書（様式第17号）及び関係書類

2 前項各号に掲げる書類は、それぞれ10日以内に知事に提出するものとする。

(実績報告書)

第11条 地域密着型サービス等整備等助成事業に係る補助金の実績報告は、実績報告書（様

- 式第5号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業に係る補助金の実績報告は、実績報告書(様式第6号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
 - 3 定期借地権設定のための一時金の支援事業に係る補助金の実績報告は、実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
 - 4 民有地マッチング事業に係る補助金の実績報告は、実績報告書(様式第8号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。
 - 5 市町村又は事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、速やかに、遅くとも基金事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第18号)により知事に報告しなければならない。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日以降に交付申請のあった補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月5日以降に交付申請のあった補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日以降に交付申請のあった補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日以降に交付申請のあった補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日以降に交付申請のあった補助金から適用する。

別表第1（第2条関係：地域密着型サービス等整備等助成事業）

1 対象施設	2 補助基準単価	3 対象経費	4 補助金額
地域密着型サービス施設等の整備			
地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1 施設当たり 4,880,000円 に当該施設の整備床数を乗じた額	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のための直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%を限度額とする。）。	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象施設の区分に応じた第2欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額とを比較して最も少ない額を補助金額（対象施設が豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、0.08を乗じて得た額を加算）とする。
小規模（定員29人以下）な介護老人保健施設	1 施設当たり 61,000,000円		
小規模（定員29人以下）な介護医療院	1 施設当たり 61,000,000円		
小規模（定員29人以下）な養護老人ホーム	1 施設当たり 2,600,000円 に当該施設の整備床数を乗じた額		
小規模（定員29人以下）なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	1 施設当たり 4,880,000円 に当該施設の整備床数を乗じた額		
認知症高齢者グループホーム	1 施設当たり 36,600,000円		
小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設当たり 36,600,000円		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり 6,470,000円		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設当たり 36,600,000円		
施設内保育施設	1 施設当たり 13,000,000円		
介護施設等の合築等			
上記対象施設の合築・併設	合築・併設する施設それぞれについて、上記の補助基準単価に1.05を乗じて得た額		
空き家を活用した整備			
認知症高齢者グループホーム	1 施設当たり 9,710,000円	1 施設当たり 9,710,000円	ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
小規模多機能型居宅介護事業所			
看護小規模多機能型居宅介護事業所			
認知症対応型デイサービスセンター			

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備		1 施設当たり 1,230,000円 に当該施設の定員数を乗じた額	地域密着型特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のための直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象施設の区分に応じた第2欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額とを比較して最も少ない額を補助金額（対象施設が豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯に所在する場合は、0.08を乗じて得た額を加算）とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。			
災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備							
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室							
介護老人保健施設							
介護医療院							
養護老人ホーム							
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）							
災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備							
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室							
介護老人保健施設							
介護医療院							
養護老人ホーム							
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）							

（注）施設数単位で助成する施設について、新規開設時に一度助成を受けている場合であっても、増床する場合には、補助基準単価を平均利用定員で割るなど、合理的な方法を用いて算出した額で助成する。

別表第2（第2条関係：介護施設等の施設開設準備経費等支援事業）

1 対象施設	2 補助基準単価	3 対象経費	4 補助金額
施設等の開設時（改築による再開設時を含む。）や既存施設の増床に必要な経費			
【定員30名以上の広域型施設等】			
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	1 施設当たり 914,000円に当該施設の定員数を乗じた額	対象施設の円滑な開所や既存施設の増床、介護療養型医療施設から介護老人保健施設への転換の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象施設の区分に応じた第2欄に掲げる補助基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額とを比較して最も少ない額を補助金額とする。
【定員29名以下の地域密着型施設等】			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり 914,000円に当該施設の定員数を乗じた額（ただし、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては宿泊定員数） 1 施設当たり 15,300,000円	1 施設当たり 458,000円に当該施設の定員数を乗じた額 1 施設当たり 4,580,000円	ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設			

別表第3（第2条関係：定期借地権設定のための一時金の支援事業）

1 対象施設	2 交付基準	3 補助率	4 対象経費	5 補助金額
【本体施設】				
定員30名以上の広域型施設	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム 	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じた額等、合理的な方法による額）の2分の1	2分の1	<p>定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。</p> <p>第4欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象施設に応じた第2欄に掲げる交付基準単価と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ）を控除した額とを比較して最も少ない額を補助金額とする。</p> <p>ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
定員29名以下の地域密着型施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能居宅介護事業所 ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 			
【合築・併設施設】				
定員29名以下の地域密着型施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・地域包括支援センター 			

別表第4（第2条関係：民有地マッチング事業）

1 対象事業	2 補助基準単価	3 対象経費	4 補助金額
土地等所有者と介護施設等整備法人等のマッチング支援事業	1 自治体当たり 6,110,000円	民有地マッチング事業を実施するため必要な賃金、旅費、謝金、会議費、印刷製本費、備品購入費等	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と、第1欄に掲げる対象事業の区分に応じた第2欄に掲げる補助基準単価とを比較して少ない額を補助金額とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
整備候補地等の確保支援事業	1 自治体当たり 5,000,000円		
地域連携コーディネーターの配置支援事業	1ヶ所当たり 4,890,000円		